

<h1>高知県公報</h1>	発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次	ページ
訓 令	
高知県公営企業局訓令	
高知県議会訓令	
高知県教育委員会訓令	
高知県警察本部訓令	
高知県監査委員訓令	
高知県人事委員会訓令	
◎高知県情報セキュリティ基本方針を定める規程の一部を改正する訓令	1
告 示	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定(福祉指導課)	2
○国土調査の成果の認証(用地対策課)	2
公 告	
○土地改良区の役員の就退任(農業基盤課)	3
○砂利採取業務主任者試験の実施(用地対策課)	3

訓 令	
公 営 企 業 局 訓 令	
議 会 訓 令	
教 育 委 員 会 訓 令	
警 察 本 部 訓 令	
監 査 委 員 訓 令	
人 事 委 員 会 訓 令	

高知県訓令第15号	
高知県公営企業局訓令第6号	
高知県議会訓令第4号	
高知県教育委員会訓令第13号	
高知県警察本部訓令第18号	
高知県監査委員訓令第7号	
高知県人事委員会訓令第5号	
本 庁 各 出 先 機 関 労 働 委 員 会 事 務 局	

収用委員会事務局
公営企業局本局
公営企業局各事業所
公営企業局各病院
議 会 事 務 局
教 育 委 員 会 事 務 局
各 教 育 機 関
各 県 立 学 校
警 察 本 部
警 察 署
監 査 委 員 会 事 務 局
人 事 委 員 会 事 務 局

高知県情報セキュリティ基本方針を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和2年9月15日

高知県知事	濱田 省司
高知県公営企業局長	橋口 欣二
高知県議会議長	三石 文隆
高知県教育長	伊藤 博明
高知県警察本部長	熊坂 隆
高知県代表監査委員	植田 茂
高知県人事委員会委員長	秋元 厚志

高知県情報セキュリティ基本方針を定める規程の一部を改正する訓令

高知県情報セキュリティ基本方針を定める規程 平成19年4月

高知県訓令第11号
高知県公営企業局訓令第1号
高知県議会訓令第2号
高知県教育委員会訓令第7号
高知県警察本部訓令第17号
高知県監査委員訓令第1号
高知県人事委員会訓令第2号

第2条第2号中「フロッピーディスク、磁気ディスク、光ディスク等の」を「磁気テープ（ビデオテープ、カセットテープ等をいう。）、磁気ディスク（フロッピーディスク、ハードディスク等をいう。）、光ディスク（CD、DVD、ブルーレイディスク等をいう。）、光磁気ディスク（MO等をいう。）、メモ리카ード、USBメモリその他これらに類する」に改め、同条第3号中「職員（」を「職員（会計年度任用職員、」に、「すべての」を

「全ての」に改め、同条第5号中「県庁ネットワーク」を「ネットワーク」に改め、「（第6条において「機器等」という。）」を削り、同条第6号中「次に掲げる情報システム」を「ネットワーク並びに次に掲げる情報システム（これに付随する開発、運用及び保守のための資料等を含む。）」に、「利用される情報」を「利用される情報（これらの内容を印刷した文書を含む。）」に改め、同号ア中「県庁ネットワーク及び」を削り、同条第10号を同条第13号とし、同条第9号中「権限のある者が、必要な時にいつでも情報資産を利用できる」を「情報にアクセスすることを認められた者が、必要ときに中断されることなく、情報にアクセスすることができる状態を確保する」に改め、同号を同条第12号とし、同条第8号中「情報の改ざん、破壊等による被害を防止し、正確かつ完全である」を「情報が破壊され、改ざんされ、又は消去されていない状態を確保する」に改め、同号を同条第11号とし、同条第7号中「権限のない者への情報の漏えいを防止し、情報の機密を守る」を「情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスすることができる状態を確保する」に改め、同号を同条第10号とし、同条第6号の次に次の3号を加える。

- (7) 情報セキュリティポリシー この規程及び情報セキュリティ対策基準をいう。
 - (8) 情報セキュリティ対策基準 情報セキュリティに関する対策等を実施するため、具体的な遵守事項、判断基準等を定めたものをいう。
 - (9) 情報セキュリティ実施手順 情報セキュリティ対策基準に定める情報セキュリティ対策（以下「情報セキュリティ対策」という。）を実施するための具体的な手順をまとめたものをいう。
- 第2条に次の3号を加える。
- (14) マイナンバー利用事務系 個人番号を利用する事務に関わる情報システム及び当該情報システムで取り扱うデータをいう。
 - (15) LGWAN接続系 人事、給与、財務会計、文書管理等のLGWANに接続された情報システム及び当該情報システムで取り扱うデータをいう。
 - (16) インターネット接続系 インターネットメール、ホームページ管理システム等に関わるインターネットに接続された情報システム及び当該情報システムで取り扱うデータをいう。

第10条を第12条とし、同条の前に次の2条を加える。
(情報セキュリティの監査及び自己点検の実施の指示)
第10条 情報セキュリティ委員会の委員長は、情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティの監査及び自己点検の実施を指示し、運用改善を行い、情報セキュリティの向上を図るものとする。

(情報セキュリティポリシーの見直し)

第11条 前条の規定による情報セキュリティの監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合又は情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たな対策が必要になった場合は、情報セキュリティ委員会において情報セキュリティポリシーの見直しを行うものとする。

第9条を削る。

第8条の見出しを「(情報セキュリティ実施手順の作成等)」に改め、同条第1項中「対策基準」を「高知県情報セキュリティ対策基準」に改め、「(以下この条において「実施手順」という。)」を削り、同条第2項及び第3項中「実施手順」を「情報セキュリティ実施手順」に改め、同条を第9条とする。

第6条の前の見出し、同条及び第7条を削る。

第5条中「対策基準」を「高知県情報セキュリティ対策基準」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の2条を加える。

(情報セキュリティ対策の実施)

第7条 情報資産を管理し、又は利用する所属の長は、第3条各号に掲げる情報資産に対する脅威から情報資産を保護するため、次に掲げる情報セキュリティ対策を行わなければならない。

(1) 情報システム全体の強靱性を向上するため、県庁ネットワークに接続する情報システム全体を、マイナンバー利用事務系、L G W A N 接続系及びインターネット接続系に分離し、それぞれの情報資産に適した情報セキュリティ対策を講ずること。

(2) サーバ、情報システム室、通信回線、職員のパソコン等の管理について、物理的な対策を講ずること。

(3) 情報セキュリティに関し、職員が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講ずること。

(4) コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス行為の対策等の技術的対策を講ずること。

(5) 情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、外部委託をする際のセキュリティの確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講ずること。

(6) 情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するため、緊急時対応計画を策定すること。

(7) 外部サービスを利用する際は、次に掲げる情報セキュリティ対策を行うこと。

ア 外部委託をする場合は、外部委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、外部委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて当該契約に基づき必要な措置を講

ずること。

イ 約款による外部サービスを利用する場合は、利用に係る規定を整備し、対策を講ずること。

ウ ソーシャルメディアサービスを利用する場合は、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信することができる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定めること。

(情報セキュリティ対策基準の策定)

第8条 情報セキュリティ委員会の副委員長は、前条の規定による情報セキュリティ対策の実施のため、高知県情報セキュリティ対策基準を定めるものとする。

第4条第1項中「情報セキュリティに関する対策(以下「情報セキュリティ対策」という。)」を「情報セキュリティ対策」に改め、同条第2項中「第9条において」を「以下」に改め、「別に」を「第8条の規定により」に、「「対策基準」」を「「高知県情報セキュリティ対策基準」」に改め、同条を第5条とする。

第3条第1項中「法令及びこの規程を守り」を「情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たっては、法令、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守し」に改め、同条第2項中「法令及びこの規程を守らせる」を「法令、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守させる」に改め、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

(情報資産に対する脅威)

第3条 情報資産を管理し、又は利用する所属の長は、情報資産に対する脅威として、次に掲げる脅威を想定し、第7条の規定による情報セキュリティ対策を行うものとする。

(1) 不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。第7条第4号において同じ。)による情報資産の漏えい、破壊、改ざん又は消去、重要な情報の詐欺等

(2) 情報資産の無断での持ち出し、許可を得ていないソフトウェアの使用、設計又は開発の不備、プログラムの欠陥、操作又は設定の誤り、メンテナンスの不備、内部又は外部による監査機能の不備、委託業者による管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的な要因による情報資産の漏えい、破壊、改ざん又は消去等

(3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス又は業務の停止等

(4) 大規模又は広範囲にわたる疾病等により、作業要員が不足すること等に伴うシステム運用の機能不全等

(5) 電力若しくは水道の供給若しくは通信の途絶等又はインフラの障害等に伴うシステム運用の機能不全等

附 則

この訓令は、令和2年9月15日から施行する。

告 示

高知県告示第757号

医療機関について、次のとおり生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。

令和2年9月15日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指 定 年 月 日
マック南国調剤 南国市篠原170-1 令 2 ・ 8 ・ 1
薬局

高知県告示第758号

高知市横浜の一部地区、安芸郡東洋町野根の一部地区、安芸郡安田町安田、唐浜及び中ノ川の各一部地区並びに高岡郡越知町横島北の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和2年9月15日

高知県知事 濱田 省司

1 調査を行った者の名称

(1) 高知市

(2) 東洋町

(3) 安田町

(4) 越知町

2 調査を行った地域及び時期

(1) 高知市横浜の一部
平成27年度及び平成28年度

(2) 安芸郡東洋町野根の一部
平成29年度及び平成30年度

(3) 安芸郡安田町安田、唐浜及び中ノ川の各一部
平成27年度及び平成28年度

(4) 高岡郡越知町横島北の一部
平成27年度及び平成28年度

3 成果の名称

(1) 高知市地籍図及び地籍簿

(2) 東洋町地籍図及び地籍簿

(3) 安田町地籍図及び地籍簿

(4) 越知町地籍図及び地籍簿

4 認証年月日

令和2年9月15日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、安田町東島土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員
の届出があった。

令和2年9月15日

高知県知事 濱田 省司

役名 (退任)	氏 名	住 所
理事	西山 正純	安芸郡安田町東島181番地1
〃	小島 健生	〃 〃 〃 3840番地
〃	弘松 善光	〃 〃 〃 258番地
〃	小島 壘	〃 〃 〃 3867番地
〃	竹内土佐郎	〃 〃 〃 945番地5
〃	手島 久善	〃 〃 〃 465番地
〃	手島 好枝	〃 〃 〃 604番地
〃	齊藤 久高	〃 〃 〃 442番地4
〃	西山 周良	〃 〃 〃 575番地
〃	中島 瑞夫	〃 〃 〃 622番地1
〃	有岡 高秋	〃 〃 〃 816番地1
〃	有岡 光弘	〃 〃 〃 2774番地
〃	中島 公司	〃 〃 〃 2748番地
〃	久保田定夫	〃 〃 〃 2710番地
〃	中野 和枝	〃 〃 〃 2568番地
監事	今村 守茂	〃 〃 〃 3411番地
〃	中山 雅靖	〃 〃 〃 2584番地
(就任)		
理事	西山 誠一	安芸郡安田町東島180番地2
〃	小島 隆澄	〃 〃 〃 3842番地
〃	南 孝征	〃 〃 〃 3667番地
〃	小島 壘	〃 〃 〃 3867番地
〃	竹内 範明	〃 〃 〃 645番地
〃	手島 久雄	〃 〃 〃 464番地
〃	手島 敬子	〃 〃 〃 604番地
〃	村田 優	〃 〃 〃 441番地3
〃	有岡 由文	〃 〃 〃 3410番地
〃	西山 善理	〃 〃 〃 590番地
〃	有岡 高生	〃 〃 〃 826番地1
〃	有岡 宏	〃 〃 〃 2759番地
〃	中島 公司	〃 〃 〃 2748番地
〃	井手野老侍	〃 〃 〃 2721番地
〃	中野 吉健	〃 〃 〃 2536番地
監事	有岡 光弘	〃 〃 〃 2774番地
〃	中島 瑞夫	〃 〃 〃 622番地1

~~~~~

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定に基づ  
く砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和2年9月15日

高知県知事 濱田 省司

- 1 試験の日時及び場所  
令和2年11月13日（金）午前10時から正午まで  
高知市丸ノ内二丁目1番10号 高知城ホール 2階 中会議  
室
- 2 試験の方法及び科目  
次の科目について筆記試験を行う。  
（1）砂利の採取に関する法令  
（2）砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び  
河川工学に関する事項を含む。）
- 3 受験資格  
資格は、問わない。
- 4 提出書類  
（1）受験願書1通  
（2）写真（手札形とし、出願前6月以内に撮影した正面上半  
身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載した  
もの）1枚
- 5 受験手数料  
8,000円（高知県収入証紙を受験願書に貼り付けること。）
- 6 受験願書の配布場所及び請求先  
高知県庁本庁舎1階募集要項コーナー、高知県庁北庁舎2階  
高知県土木部用地対策課及び同課のホームページ  
（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170301/>）にて配布  
する。  
なお、郵送によって請求する場合は、封筒に「受験願書請  
求」と朱書の上、宛先を明記して84円切手を貼った返信用封筒  
を同封すること。
- 7 受験願書の受付期間及び提出先  
（1）受付期間  
令和2年10月5日（月）から同月23日（金）までの間（日  
曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法  
律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から  
午後5時15分まで（郵送による場合は、令和2年10月23日付  
けの消印のあるものまで受け付ける。）  
（2）提出先  
高知市丸ノ内二丁目4番1号 高知県土木部用地対策課
- 8 合格者の発表  
（1）令和2年11月30日（月）から同年12月7日（月）までの  
間、高知県庁本庁舎1階の掲示板及び高知県土木部用地対策  
課 の ホ ム ペ ー ジ

（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170301/>）に掲示  
する。  
（2）合格者本人には、合格証を送付する。  
9 その他  
詳細については、高知県土木部用地対策課に問い合わせること。